

15 日本古典文学大系本頭注

16 桃裕行『上代学制の研究』二七五ページ

17 村瀬敏夫「藤原敏行伝の考察」（『平安朝文学研究作家と作品』所収）

18 和田英松『官職要解』

19 これについては、別稿「『属文の王卿』―醍醐系皇親」で委細に述べる。

ているが、そこに記されているのは、右大弁忠平であって仲平ではない。要するに、仲平を詩人と考えなければならぬ確かな資料はない。

※

以上、二十六人の歌人について、その詩人的要素を考察してきた。なお推測の域を出ない歌人を数人含みはするが、この二十六人に論述を省略した中の、平城天皇・篁・良香・道真・貫之を加えた三十一人の歌人を和漢兼才の歌人として数えることができる。古今集の作者百二十余人の四分の一を占める。この中で、良房・常・清行・中興・忠房・篤行・名実・秀崇・康秀・列樹・利貞・経覧・人真等については、こうした面からの指摘はなかったのではないかと思量する。

これら三十一人の中には、群小歌人も多いが、時平・康秀等、論述した詩人的側面を考慮して、彼等の果した文学史的役割について再考することも必要な歌人もあるのではなからうか。また、同じく詩作があっても、躬恒における詩と歌と、道真におけるそれとは、その比重は同じではない。そのことも今はことさらに閑却した。本稿は一つの基礎的考察としたのである。

なお、私が企図する平安朝における詩人層の広範さの再確認という作業の一環ともしたいと考える。  
(昭和四六・九・二〇成稿)

注1 『平安朝日本漢文学史の研究』第十三章第二節(三四六ページ)

2 平城天皇については、例えば「古今集真名序」の如く、『万葉集』撰集を命じたとする考えが平安時代には行われ、和歌史の上で看過できないのであるが、その詩人的側面については目崎徳衛氏に論述があるので、今は省略する。

古今集歌人における詩人的要素

- 3 「平城朝の政治史的考察」(『平安文化史論』)  
川口久雄前掲書第十三章第一節  
目崎徳衛「紀貫之」(人物叢書)  
萩谷朴「土佐日記全注釈」解説
- 4 目崎徳衛「在原業平の官歴について」(『平安文化史論』)  
同「六歌仙前後」(角川書店『日本文学の歴史』3)  
以下の道真の詩文の引用は、すべて「日本古典文学大系」川口久雄注「菅家文章菅家後集」による。従って、作品に付した番号も「大系本」の番号である。
- 5 本文の引用は、川口久雄注「日本古典文学大系本」による。番号はこれに付されたものである。以下同じ。
- 6 小沢正夫「古今集の世界」第二章  
藤岡忠美「古今集時代の意義」(『平安朝和歌史論』)  
目崎徳衛「万葉と古今の間」(角川書店『日本文学の歴史』3)  
秋山虔「平安貴族文学の始発」(三省堂『講座日本文学』3)  
日本古典文学大系「菅家文章菅家後集」所収「寛平八年閏正月雲林院子曰行幸記」解説
- 7 『日本詩紀』の平惟範の項に「寛平中奉勅、撰弘仁以後詩」の注記がある。  
川口久雄「平安朝日本漢文学史の研究」巻末「修訂詩家書目」に「弘仁以後詩」を挙げ、「寛平中、平惟範奉勅撰、……」と記す。
- 8 柿村重松「本朝文粹註釈」  
小沢正夫 日本古典文学全集「古今和歌集」頭注
- 9 川崎庸之「文学史上の貞観期について」(『国語と国文学』40年9月号)  
小沢正夫「古今集入門」(『解釈と鑑賞』45年2月号)
- 10 森克己「遣唐使」第五章一、遣唐使の選任  
このことについては、別稿「学生の字について」(『国語国文薩摩路』第16号  
昭和四十七年一月発行予定)でやや委細に述べる。
- 11 12 13 14

のと言えよう。

弁官の下に、左右大少の史がある。その職掌について、『職原鈔』には「行宮中事、謂之官務。……凡官務者、大政官文書悉知之。枢要之重職也」と記されている。すなわち、史は文書を掌るものであり、当然文筆の能力が要求されると考えられるが、『官職秘鈔』は、「六位史人有左右大少、式部民部録、勘解由主典、檢非違使志、文章生、藏人所出納（細注略）任之。」としている。さらに、ここに挙げられた中で、「式部民部録」については、「……或文章生任之。不似他録。殊有清選。必可任外記史之故也。」と記す。

この史官を経た歌人を二人挙げるができる。

阿保経覧 一首

〔目録〕  
 寛平十年二月 民部録  
 昌泰二年正月 右少史  
 延喜元年三月 左少史  
 三年正月 右大史  
 五年正月 左大史

右少史に任ぜられる前は、右に述べた通りの民部録を経てというコースをたどっている。

酒井人真 一首

〔目録〕

延喜八年正月 右少史

八月 左少史

九年正月 右大史

十二年正月 左大史

なお、藤原仲平（一首）に言及しておきたい。仲平については、一つに『二中歴』詩人歴の公卿の項に「権大納言入仲平枇杷」とある。これによれば、仲平に散佚した詩作があったことになる。ところで『二中歴』では、人名はいづれも極官または通称で挙げるのを例とする。とすれば、仲平は「枇杷左大臣」とありたい。そこで考えるに、これはおそらく天延四年六月、「権大納言」で薨じた源延光と誤まったに違いない。延光も、おそらく枇杷殿を伝領したからであろう。「枇杷大納言」と呼ばれたからである。延光であれば、兄重光・保光と共に「延喜時之三光」と称され、いづれも詩文に堪能な公卿であった。<sup>注19</sup>「詩人歴」に挙げられるに相応しい。

さらに、はるか後代のものであるが『二十一代集才子伝』に、仲平を説明して「公学文受業於大藏善行、粗有学才」という。しかし、これも弟の忠平と誤ったものである。前からたびたび引いている『雑言奉和』所収の大藏善行七十賀宴の紀長谷雄の詩序の中に、「于時陪閣下者、藏部尚書平惟範、右大丞忠平、右中丞興範、尾州太守平伊望、越州別駕統理平、及発昭（長谷雄）等、総有六人。皆是旧日趨庭之生。」と記すところがある。『才子伝』にいう「受業」が、詩序では「趨庭」と表現され

源当時の依頼によって作ったその父大納言能有の五十の算賀の屏風詩の序(三八六)にいう。「右金吾源重相(当時)、……相談いて曰く、……座に屏風を施けて諸の靈寿を写す。本文は紀侍郎(長谷雄)が抄出する所、新様は巨大夫(金岡)が画図する所、書は先ず藤右軍(敏行)に属ぬ。詩は則ち汝が任なり、と」。いずれも敏行が当代を代表する能筆であったことを示すものと言える。

敏行は、例外として、文章生を経ずに翰墨の才によって内記に任せられたのであろう。しかし、そのことは敏行が詩文に対して不堪であったことを意味しない。むしろ詩文に対する相当の興味と能力とを有したと考えられる。なぜなら、翰墨の才は、少くとも、他人の詩文を十分に読解し得る能力を前提とするからである。

紀利貞 四首

〔目録〕

貞観十七年正月 少内記

元慶三年正月 大内記

四年五月 彈正少弼

ここに利貞が任せられている彈正少弼という官職も文章道出身者と関係の深いものであったと思われる。彈正台は本来、「内外を巡察し、非違を糾弾することを掌る」(『職員令』)ものであったが、檢非違使庁が設けられると有名無実のものとなった(『職原鈔』)。長官である尹のもとに大・少弼があるが、それらには、能文の人が任せられた例が多い。例えば、小野篁(『公卿補任』承和十四年条)・菅原是善(同貞観

古今集歌人における詩人的要素

十四年条)・橘在列(沙門敬公集序『本朝文粹』卷八)・大江匡衡(『中古歌仙三十六人伝』)・高階積善(『尊卑分脈』)・藤原有国(『公卿補任』長保元年条)等は文人として著名であるが、いずれも文章生を経て、後に大・少弼に任せられている。

紀友則 四十五首

〔目録〕

寛平十年正月 少内記

延喜四年正月 大内記

坂上是則 七首

〔目録〕

延喜十二年三月 少監物

十五年二月 大監物

十七年正月 少内記

二十一年正月 大内記

是則は内記に任せられる以前に、監物に任せられているが、このことについて『官職秘鈔』に次のような記述がある。

少監物 藏人所、院宮給、臨時内給、文章生任之。……以御書所書畢

勞任例(坂上是則)▽

御書所は禁中の書籍を掌るところで、周知の如く、貫之、また是則の子望城はその預であった。なお「書畢」の意味が理解しがたいが、御書所の職に「書手」というのがある<sup>注18</sup>、その役を務め上げた、との意であろうか。ともかく、是則が御書所にあつたことも、その文筆の能力を示すも

る。以下、それらの人々について述べたい。

そこで、これまで述べてきたものに対する説明を併せて、『官職秘鈔』（『群書類従』巻七十）によって、上述のような官職に任せられるにはいかなる経歴を必要とするかということをも明らかにしておこう。なお（）で示したものは既述の人々でその官職に任せられた人である。

式部大少輔（菅根）、大少丞（篤行）

式部輔入大少有權▽ 大業之中撰人授之。

「大業」とは対策に及第した者をいう。

式部丞入大少▽ 兵部丞以公卿一合。諸司助。文章得業生、文章生任

之。多被置成業者一人。

勘解由次官（淑望）、判官（関雄）

勘解由使入令外官▽

次官 名家五位任之。依為頭官能撰其人。

判官 良家子任之。文章生多応其撰。

弁官 権中弁（菅根）、中小弁（清行）

中弁 近衛中少将並大臣子息才能之輩、雖居四位閑官直加之。

少弁 近衛少将、延尉佐、少納言、侍従、坊大進、五位藏人中、好文

者被登用之。……延喜以後、中小弁間必置儒者文章生。大弁雖

為儒者、必置中小弁。是依可草詔勅宣命也。

内記 大少内記（菅根・名実・中興・美材）

『職員令』によれば、その職掌は「掌造詔勅、凡御所記録事」とあり、

従って『官職秘鈔』にも、

大内記 多用大業人。或有文章生任之例。……凡授此官輩、殊被撰

才幹名譽。

少内記 文章生、紀伝学生、預本局拳奏任之。其中以重代者抽補之。

……又文章得業生任之。

と記されている。

この内記の職を歴任した数人の歌人がある。ここで、その人々について述べる。

藤原敏行 十九首

富士麿の子で、母は紀名虎女である。父富士麿も、『続日本後紀』嘉祥三年二月十六日の卒伝に「少遊大学、頗涉史漢。天性温雅。兼便弓馬」と評され、好文の人であった。敏行は『目録』によれば、貞観八年正月、少内記に任せられ、十二年二月、大内記に転じている。内記は、前述の如く、文章生出身者が任せられることを例とするが、敏行については前引の『官職秘鈔』小内記の項の、中略した部分に、「以能書輩為最。道風自兵衛尉任之、敏行自内舍人遷之是也。」と記され、その能筆の才によってであると考えられる。<sup>注17</sup>

敏行は当代第一の能筆であった。『菅家文章』巻二に、平正範から太政大臣基経の五十を賀して奉献する屏風詩を依頼された折の序（一七四）がある。正範は道真にこう言ったという。「座後、施す所の屏風は妙絶を致さんと欲す。汝は詩を作り、藤将军（敏行）は之を書し、巨（勢）金岡之を画かば、予が願ひ足りなむ。」また、巻五の、同じように、

ておきたい。

春道列樹 三首

〔目録〕

延喜十年五月 文章生八雪中白鶴

他に、文事に関わる資料は見出し得ない。

凡河内躬恒 五十五首

躬恒の文事について語るものは、『西本願寺本躬恒集』に収められた和漢兼作である。すなわち三二九番から三四二番までに、「晚秋遊覽同賦秋景引閑行、各分一字」の題によって詠ぜられた七人の詩人の詩と歌、それぞれ一首ずつが引かれている。これについては、峯岸義秋氏の「躬恒集の和漢兼作と聯歌」（『平安時代和歌文学の研究』所収）という詳細な論考がある。以下それに従って述べる。これは延喜十八年九月二十八日の東山遊覽において詠ぜられたもので、作者の七人は躬恒・「近江介」・「右近先少将」・「頭少将」・「左衛門尉」・「掃部助」・「民部丞」で、「近江介」以下は、それぞれ藤原伊衡・藤原俊蔭・藤原兼輔・源な、か、た、だ、あるいは藤原治方・源公忠・大江千古と比定される。そして、最初に戻って三二九番は作者が記されていないが、これが躬恒の作と考定されている。躬恒の詩は次のようなものである。

晚秋遊覽同賦秋景引閑行、各分一字得秋

欲尽光陰感未休 光陰を尽さんと欲して感未だ休まず

楚山多処昔周遊 楚山多くの処昔周遊せり

誰言物色傷心意 誰か言わん物色心意を傷ましむると

古今集歌人における詩人的要素

紅葉飄飄季日秋 紅葉飄飄たり季日の秋

大江千里 十首

大江音人の子である。兄弟である千古については、伝記に関する資料も散見し、詩篇も残っているが、千里については、『目録』に「大学学生也」と記す外は、ここに記すべき官歴も知られない。ただ、その家集『大江千里集』の序文に、宇多天皇の和歌を献上せよとの命に対し、「臣儒門余孽。側聴言詩、未習艶辞。不知所為。」と述べている。歌才についての謙辞をも含むであろうが、千里の、儒家の名流大江氏の一員としての意識を示すものと言えよう。

また詩文も、残されていないが、金子彦二郎氏の労作『平安時代文学と白氏文集句題和歌・千載佳句研究篇』によって十分に解き明かされた『千里集』の句題和歌の存在によって、千里が詩文に堪能であったことは疑うべくもない。

以上、挙げてきた歌人達は、いずれも、あるいはその詩文が現在に残されているか、あるいは大学寮における文章道の学生としての経歴が明らかかなものばかりである。そして、後者については、その後の官歴を何の説明も加えずに『目録』から摘記してきた。だが、それはいずれも文章道出身者に相応しいと考えられるものを挙げたのであった。

一方、詩文も残存せず、また文章生であったことを記録の上から明らかにし得ない歌人の中にも、以後の官歴によって、文章道出身者であること、あるいは少くとも文章に堪能であったと想定できる歌人達があ

不親不疎不門徒 親しきにあらず疎きにあらず門徒にあらず

聞昔老農歎農廢 聞く昔老農の農の廢れしを歎きしを

詩人亦歎道荒蕪 詩人もまた道の荒蕪せしを歎く

沈思雖非入神妙 沈思は神妙に入るに非ずと雖も

如大夫者二三無 大夫の如きは二三無し

紀相公応煩劇務 紀相公は応に劇務に煩らうべし

自余時輩惣鴻儒 自余の時輩は惣べて鴻儒

況復真行草書勢 況んや復た真行草書の勢

絶而不継痛哉乎 絶えて継がず痛いかな

眞の詩人の死を痛惜する。また、美材とともに道眞が「詩人」として相許した「紀相公」長谷雄も、後に述懐している。

昌泰の末に至り、菅丞相罪を得て左遷せらる。文を知る士、当時遣るもの無し。適たま内史野大夫有り。興を託すること幽ならずと云うと

雖も、然も早く成ること稍過ぎたり。予、深くこれを嘉みす。延喜二年、忽ち異物と化す。丞相遷所に在りて、遙かに内史を哭し、兼ねて

文章の已に絶えしを歎く。（延喜以後詩序『本朝文粹』卷八）

良峯秀崇 一首

〔目録〕

元慶三年十月 文章生入該永詩 字良岑

良岑氏には、『経国集』の撰集に参与した属文の卿相安世があるが、

秀崇の名は『尊卑分脈』にも見えず、彼の文事についても、右の『目録』の記事以上のことは知り得ない。

文室康秀 五首

『目録』に記された官歴をながめてみても、文章生出身者であると思わせるものはない。

ところで、これは周知のことであるが、「古今集序」に、いわゆる六歌仙の論評がある。「真名序」では、他の五人は「花山僧正」・「在原中将」・「喜撰」・「小野小町」・「大友黒主」と呼称しているのに対し、文室康秀は「文琳」と記している。従来、この呼称については、手近かなものを開いてみると、「文は文室の略、琳は字（あざな）で、唐風に書いたものである。」（佐伯梅友注・日本古典文学大系）、「唐風にいったもの」（小沢正夫注・日本古典文学全集）といった説明が与えられている。このような説明でとりわけて「大系」の注は正しい。だが何故、康秀だけ「唐風」に書かれているのであろうか。字の「琳」はどこから出たものであろうか。と考えて来ると、従来の説明は、杳を隔てて痒きを搔く感がある。

『桂林遺芳抄』（『群書類従』卷四百九十六）に「字事」という項があり、次のような一文がある。

凡如漢朝、於字者、上置姓之一字、下置別字也。

大学寮における学生としての字のつけ方について述べるものである。上に姓の一字を置き、下に別の一字を置く。その例として挙げられたものは、「聖廟（道真）御字者菅三。三善清行字三耀。文室康秀字文琳。紀長谷雄字紀寛。……」等である。すなわち「文琳」とは、康秀の大学寮の学生としての字である。このことは康秀が文章道出身者であることを物語る。従来、必ずしも明確には述べられなかったこのことを、明記し

九年四月 大学頭

十年十月 東宮学士

十二年正月 従五位上八策勞

「策勞」とは、対策の問頭博士を務めた功勞の意であろうが、記録に現われるのは、延喜七年三月、文章得業生藤原文貞に方略策試を課していることである（『類從符宣抄』第九・方略試問者）。

淑望の詩篇は現存しない。だが、その詩は『扶桑集』に収められていた。現存の『扶桑集』は残欠本であるが、その作者名だけは、『二中歴』第十二・詩人歴の「詩作者」の項の「扶桑集七十六人」によって知られる。その中に「紀淑望」の名がある。

また、賦の製作もあった。『和漢朗詠集』の冒頭は、「立春日内園進花」と題された賦の輕隔句であるが、作者は『私注』によれば「紀納言淑望」という<sup>注15</sup>。なお、「紀納言」は父長谷雄の呼称と混同したものである。

小野美材 二首

篁の孫、俊生の子である。

〔目録〕

元慶四年 給料

学問料給費の意味であるが、文章生として得業生に補される候補者となつたことをも意味する。<sup>注16</sup>

仁和二年 秀才（文章得業生）

寛平四年五月 策

古今集歌人における詩人的要素

この時の問頭博士は道真であり、その策文「明仁孝」及び「弁和同」の二条が『文章』巻八に収められる。

寛平六年正月 少内記

九年七月 大内記

美材の作品はいくつかが残されている。

延喜元年秋、時平の水石亭における大藏善行七句を賀す詩宴で賦した「秋日陪左丞相城南水石亭祝藏外史大夫七旬之秋、応教」と題する七言詩二首が『雑言奉和』に残る。

文章として、『本朝文粹』巻八に「七夕代牛女惜曉更、応製」と題する詩序一篇がある。これは寛平三年の公宴での作である（『日本紀略』）。

零句として、『和漢朗詠集』巻下・懷旧に七言の一聯（七四七）が収められる。また、『和漢兼作集』六秋部上（『大日本史料』延喜二年是歳条所引）に、美材の作として、「涼風写得敲松韻 暮雨偷將瀉水声」の一聯を引く。

『小右記』寛仁三年四月二十四日条に次のような記事がある。

寛平六年、新羅の凶賊の時の宣命、野美材の自筆の草、慮外に尋ね得たり。……書写して四条大納言（公任）に送る。宣命の趣の太だ優なるを見せしめんが為なり。報じて云わく、美材の文華は拔群なる者也。菅家集を見よてへり。

公任の指示に従って「菅家集」を見てみよう。『菅家後集』に五〇二「傷野大夫」の詩がある。

我今遠傷野大夫 我れ今遠く野大夫を傷む



挙げている。

又式部丞平篤行、此後進之英髦也。殿下屢稱其才、頗有歲月焉。故雖編外帥（道真）之門徒、常感殿下之知己。……若失此人、恐墜斯文。

（奉左丞相書『本朝文粹』卷七）

また、それは延喜元年八月、式部少丞で問頭博士となり、文章得業生紀淑望に方略試を課していることからもうかがわれる（『類從符宣抄』巻九・方略試問者）。

さらに篤行は後には文章博士にまで昇った。長徳二年、大江匡衡は「申越前尾張等守状」（『本朝文粹』巻六）で、「文章博士任受領例」の一人に加賀守に任ぜられた平篤行を挙げている。

矢田部名実 一首

〔目録〕

元慶八年六月 文章生入龍図授警▽

元慶八年という年時と、文章生試の詩題の類似から、藤原菅根の及第と同時に考えられる。とすれば、『菅家文章』巻二の「絶句十首、賀諸進士及第」中の第六首（一三四）に「賀田絃」と注する「田絃」は、この名実であろう。<sup>注14</sup>

寛平二年九月 策

この対策のことは『朝野群載』巻十三の大江通国の「方略試申文」に旧例として記されている。

謹考故実、起家献冊之輩、多是歴方略試。聖代不易之軌範也。貞観：

…、寛平。参議菅根朝臣、矢田部名実、三統理平、天慶……等是也。

菅原・大江氏といった累代の儒家でない「起家」の者は、方略宣旨によって対策したことを述べるものである。

寛平九年七月 少内記

昌泰二年 大内記

なお、矢田部氏はあまり知悉されぬ卑氏であり、従って名実との関係も不明であるが、天慶六年の日本紀講書の講博士となった公望（『西宮記』巻十四）、天曆二年対策した陳義（『桂林遺芳抄』）等、他にも矢田部氏には、儒家として記録に現われる例が散見する。

紀淑望 一首

寛平・延喜期の碩儒長谷雄の長男である。「真名序」の作者とされる。

〔目録〕

寛平八年二月 文章生入花間理管弦 字□太▽

この文章生試は、宇多天皇の神泉苑行幸の際に行われたものであった。

廿三日甲戌。天皇幸神泉苑、召文人賦詩。其題、花間理管弦。又召学生奉試。賦同題。及第者三人也。（『日本紀略』）

なお、字の「□太」の欠字は、『二中歴』第十三・名人歴学生字によって、「紀太」と考定し得る。

延喜元年八月 策

九月 及第

この時の問頭博士は、先述の如く、平篤行であった。

延喜七年三月 勘解由次官

平中典の名は記録に見出せず、一方、中興は延喜年中、讃岐守に任ぜられているので（『目録』）、中興と考える。彼は讃岐守であった時、文章院に文章道の学生達を招いて宴を張った。その時朝綱が賦した詩に感歎して、自分の娘を朝綱に与えたという。中興が好文の人であったことを物語るものと言えよう。

#### 藤原関雄 二首

関雄は、篁とともに古今集の先駆的歌人として、従来、注目されている注<sup>12</sup>存在であるが、やはり篁と同じように和漢兼作の人であった。

『目録』によれば、

天長二年 文章生入貴除▽

承和二年三月 勘解由判官

といった経歴をもつ。また『文徳実録』仁寿三年二月十四日の卒伝にも

「天長二年春奉文章生試及第。関雄少習属文。性好閑退。常在東山旧居、耽愛林泉。時人呼為東山進士。……関雄亦能草書。南池雲林両院壁、皆令関雄書之也。」と記されている。

しかし、その現存する作品としては、「奉和詠塵一首入六韻為限▽」と題する詩が『経国集』巻十四に一首残されているに過ぎない。

#### 藤原忠房 四首

『目録』に「延喜十八年任遣唐判官」の記事がある。年紀は誤るが、忠房が遣唐判官に任ぜられたことは次の『古今集』の忠房自身の歌の詞書によって事実である。

寛平御時に、唐土の判官に召されて侍りける時に、春宮の侍ひに

古今集歌人における詩人的要素

て男ども酒飲べけるついでに、よみ侍りける 藤原 忠房

九九三 なよ竹のよ長きうへに初霜のおきゐてものを思ふころかな  
この遣唐使の事は、大使に菅原道真、副使に紀長谷雄を任命し、寛平六年八月二十一日に決定されているが（『日本紀略』）、結局派遣されなかった。

遣唐使はその任務から当然のこととして、当代有数の学儒が選ばれることが多い。この時の道真・長谷雄が時の鴻儒であったことはいうまでもないが、歴代の遣唐使の事例を見てもそのことは言える注<sup>13</sup>。従って、忠房がこの時の遣唐使の、副使に次ぐ三等官である判官に任ぜられていることは、彼が文章生出身者であるか、あるいは少なくとも能文の人であったことを示すものである。

#### 平篤行 一首

三十六歌仙の一人兼盛の父に当る。

〔目録〕

寛平五年 文章生入春天凄風 字平津▽

某年月 秀才入論待即用棟祥▽

昌泰元年三月 对策及第

二年正月 式部少丞

延喜二年二月 式部大丞

篤行は道真の菅家廊下に学び、中でも将来を属望される英才であった。道真の大宰権帥左遷で物情騒然となった時、三善清行は時平に書を献り、累禍の広がることのないよう具申したが、その中で特に篤行の名を

二十九日、宇多上皇の嵯峨行幸があつたが（『日本紀略』）、その時のこととして、『目録』の素性の項にいう。

或人裏書云、寛平法皇幸嵯峨院入大学寺<sup>〔覚〕</sup>。菅根序云、于時左丞相藤公談前言往行、兵部尚書奏<sup>〔四〕</sup>絲竹管弦。権律師由性献風流濃藻、左尚書<sup>〔四〕</sup>発眼奏瓊章玉韻。是皆当时之最。各尽其能也云々。

すなわち菅根がこの日の詩宴の序者となつて賦した序文の一部である。

『目録』に侍読勞によつて従三位を追贈されたことを記しているが、史料によれば、二度醍醐天皇に史記を進講している。昌泰二年五月十一日（『目録』・『類從符宣抄』第九講書）と、延喜六年五月十六日（『日本紀略』・『西宮記』卷十一天皇御書始事）とであるが、さらに『菅家文章』卷九の「請特授從五位上大内記正六位上藤原朝臣菅根状」にいう。

……菅根昼夜恪勤、上日明日、每當顧問、應對無私。縱容之次、宿待之間、引經伝以發叡情、抽章句以催文思。其所奉授、曲礼、論語、後漢書等、秩卷有余。以口奉習之類、不可勝計。

菅根の東宮（醍醐）侍読としての功績を賞して、従五位上大内記に任せられんことを請う奏状である。これによつて、菅根は醍醐天皇にその東宮時代から『礼記』・『論語』・『後漢書』等を以つて侍講していたことが知られる。

### 安倍清行 二首

嵯峨上皇の寵臣安仁の子である。『目録』から経歴を摘記する。

承和三年春 文章生入玄衡兼至詩。以明為韻。百字成篇。字安□▽

細注は、「玄衡兼至」の題で「明」を韻字とした百字の詩―おそらくは五言十韻詩によつて、文章生試に及第した、との意味である。前述の菅根、また後述の歌人の場合も同じである。「字安□」は、大学寮における学生としての字を安□と称したとの意味であるが、下の一字を欠く。

元慶二年二月 右少弁

五年七月 左少弁

八年五月 右中弁

清行の文事については、他に資料を見出し得ない。

### 平中興 二首

光孝平氏忠望王の子であるが、実父は桓武平氏季長である。

〔目録〕

昌泰三年二月 文章生入父讓▽

父忠望王が自分の職を停めて、中興の任文章生を請うたものであろう。

昌泰三年八月 小内記

同月二十日 大内記

中興に関する詩文の実作の資料はない。ただ『江談抄』卷四に次のような話柄を記す。

欲識滔々流出处。南陽平氏は清源入賦置酒如淮。江相公▽

北堂感讚州平刺史贈物作也。此詩注云、坤元録云、淮水出南陽平氏

県。故云。刺史者平中興<sup>（興イママ）</sup>。為讚岐守之時、招秀才以下学生以上於本

堂、差膳頒紙。相公為秀才時、作此句。中興朝臣感此句、同車帰宅

授女子云々。

とはいえ、他の勅撰事業に比せられるような大規模なものではなかったし、時平もわずか十八歳の蔵人頭では、名誉総裁であるはずもなかった。言い換えれば、撰定作業の中心とはなつたであろうが、名目上だけの参加ではなかった。とすれば、これも時平の能文の才を示すものと言えよう。

#### 在原行平 四首

行平の詩人的側面について記された資料は、例の「古今集真名序」である。

昔平城天子詔侍臣、令撰万葉集。自爾以来、時歴十代、数過百年。

其後和歌棄不被採。雖風流如野宰相、雅情如在納言、而皆以他才聞、

不以斯道顯。

ここでいう「他才」は、右の文脈の中で捉えるとき、やはり詩文の才能と解すべきであろう。しかしながら、これを他から証するものは見出し得ない。

ただ、王氏の子弟のための大学別曹奨学院が、元慶五年、参議治部卿の行平によって創立されたことは注意される。というのは、奨学院は在原氏のみのための別曹ではない。源氏を初め臣籍に降下した王氏すべてのためのものである。元慶五年当時、王氏の卿相として、行平の上には、左大臣源融・大納言源多があった。彼等を措いて行平が奨学院創設に当たっていることは、やはり彼の崇文の性を示すものと言えよう。

#### 藤原菅根 一首

先ず、その必要な官歴を『目録』と『公卿補任』延喜八年条から摘記す

#### 古今集歌人における詩人的要素

る。

元慶八年春 文章生入龍図授義詩。以德為韻。百字成詩

字は右生

この時、道真が及第を賀した詩が『菅家文章』巻二に入る。「絶句十首賀諸進士及第」の第九首（一三七）がそれであり、「右生を賀す」と自注する。

また、『三代実録』元慶元年三月十日の父良尚の卒伝に長子菅根に言及して、「長子菅根篤学、経史百家畢該。為文章生、対策及第」と記す。

寛平二年九月 対策

三年三月 少内記

六年正月 大内記

九年七月 式部少輔

昌泰二年二月 文章博士

延喜元年三月 権左中弁

四年正月 式部大輔

八年十月 卒。贈従三位入侍諡勞

この官歴から、菅根は典型的な文人官僚と言ふことができる。

菅根の実作は、寛平元年九月廿五日の公宴での「惜秋翫残菊、応製」と、延喜元年秋、時平が大藏善行の七十の賀を祝した時の「秋日陪左丞相城南水石亭祝歳外史大夫七旬之秋、应教」の二首の詩が、ともに『雑言奉和』に残る。また、その文章の一部が残されている。延喜五年正月

三五八 感金吾相公冬日嵯峨院即事之什、聊押本韻。

四四四 敬奉和左大將軍扈從太上皇、舟行有感見寄之口号押韻  
がそれであるが、三五二・三五八の「金吾相公」、四四四の「左大將軍」は、それぞれ参議（左）衛門督、また左大将の時平を指す。これらの道真の詩の題から、時平に

（三五二）「秋日遣懷」（難端寒凜蘭）

（三五八）「冬日嵯峨院即事」（肥稀微夜帰）

（四四四）「扈從太上皇舟中有感」（行情清）

とても題した次韻詩（一）の中はその韻字があつたことを想定し得る。

その三に、同じく詩作を想定し得るものとして、『日本紀略』延喜五年九月某日の記事がある。

左大臣於東宮直廬賦籬辺有殘菊之詩

「左大臣」がすなわち時平である。

その四は『紀家集』の存在である。寛平八年閏正月六日、宇多天皇は子日宴のため北野に行幸し雲林院・船岡に遊覧した。この行幸は皇太子以下多くの王卿が供奉する大規模なもので、紀長谷雄はこの日の行事を記録している。伏見宮家蔵『紀家集』卷十四（『古簡集影』所収）に残されている「船岡子日御遊序」がそれである。そして、これには四首の律詩が記載されている。第一首は御製、第三首は道真、第四首は長谷雄の作で、第二首の作者名が腐蝕して不明であるが、藤原時平と考えられている。<sup>注9</sup>とすれば、「奉和遊覧雲林院御製」と題する詩を一首加え得る。

る。

第五に、「弘仁以後詩人」の撰定がある。『日本紀略』仁和四年十月十五日（『扶桑略記』は九月十五日とする）条に次の記事がある。

令直方、興基、惟範、時平朝臣等、撰弘仁以後鴻儒之堪詩。即令金岡

其形状。

直方は良相の子藤原直方である。寛平元年九月二十五日（『日本紀略』）の公宴で詠じた「惜秋翫殘菊、応製」一首が『雑言奉和』に残る。興基は人康親王の子源興基と考えられるが、文事に関わる資料は見出し得ない。惟範は平氏で、大藏善行の門に学び、『雑言奉和』に二首の詩が残る。そうして時平は十八歳の藏人頭であつた（『公卿補任』寛平二年条）。

ところで、右に引いた記事によって、時平等が「弘仁以後詩」とも称すべき詩集を撰集したとする理解があるが、<sup>注10</sup>『紀略』の記事を素直に読めば、弘仁以後の大儒の中から詩を善くする者を選んで、（巨勢）金岡にその肖像を描かせた、としかならない。このように詩集の撰集ではない。しかし、それに準ずるものと考えてよいであろう。その撰者の一人で、時平はあつた。

一般に勅撰の撰集―国史・格式等には、しばしば名譽総裁的撰者が名を列ねている。例えば、『三代実録』の「左大臣從二位兼行左近衛大将藤原時平」、『令義解』の「正三位守右大臣兼行左近衛大将清原夏野」等である。この場合の時平もそうした立場ではなかつたかとの考え方もあろうが、そもそも「弘仁以後詩人」の撰定は、宇多天皇の命を受けた

東三条左大臣―源常 一首

嵯峨天皇の皇子で、弘仁五年五月、他の諸子と共に臣籍に下って源姓を与えられた。いわゆる嵯峨源氏の、第三郎である。

一体に嵯峨源氏の諸子は、父帝嵯峨天皇の薫育を受けて好文の傾向が強い。例えば、「天皇文書を好み、諸子に教え、皆才学有らんことを欲す。明の奇器たるを知り、勅して対策を勧む。……初めて勅を承けて従り、勉励弥よいよ切なり。諸子百家、略以って閲覽す」(『文徳実録』仁寿二年十二月二十日)、「弘幼にして聡警、好んで經史を読み、尤も隸書を善くす。……始め太上天皇、皇子中に弘の最も学を好むを見、特に經籍を賜う。故に家に賜書の多きこと、他子に倍せり。弘、尋いで読んで倦まず」(『三代実録』貞觀五年正月二十五日)、「寛の幼にして学に耽るを視、其の才を展べ其の博渉を勧めしめんと欲す。研精して倦まず」(『三代実録』貞觀十八年五月二十七日)、「(信)好んで書伝を読み、兼ねて草隸を善くす」(『三代実録』貞觀十年閏十二月二十八日)等である。これらの国史の評語に應ずるものとして、『經国集』に弘の十六歳の、明の十三歳の時の詩作が収められている。とともに、常の、国史薨伝にはその文事についての言及が見られないが、十六歳で作ったという詩を収める。

奉和太上天皇訪浄上人病一首

源常 年十六

支公臥病遣居諸

支公病に臥して居諸を遣る

古寺莓苔人訪疎

古寺の莓苔人の訪うこと疎なり

古今集歌人における詩人的要素

山客尋来若相問

山客尋ね来りて若し相い問わば

自言身世浮雲虚

自ら言わん身世浮雲のごとく虚しと

「居諸」とは、『詩經』邶風・柏舟の「日居月諸」にもとづき、月日をいう。

この詩は、「年十六」との注記者の意図する如く、常の夙敏の才を示すものである。常もやはり、嵯峨源氏の一人に相応しく崇文の卿相とすべきである。

左大臣―藤原時平 二首

時平の文事については、いくつかの資料が残されている。

先ず、『二中歴』詩人歴の公卿の項に、「贈太上天皇<sup>△△</sup>時平<sup>▽</sup>」の名がある。

この『二中歴』の記載を印証するものとして、一つに、『雑言奉和』(『群書類従』卷百三十四)所収の詩がある。延喜元年秋、時平は別業城南水石亭で、大外記大藏善行の七十の賀を寿いで祝宴を催した。十数人の人々が詩を献じ、紀長谷雄が都序を賦した。それらの詩文が『雑言奉和』に収められているが、中に、時平が「門生」と称して詠じた「秋日於城南水石亭祝藏大師七旬」と題する詩二首がある。

その二に、『菅家文章』である。といっても、『文章』に時平の詩篇が収められているわけではない。道真が時平と交した唱和詩が数首ある。

三五二 金吾相公不棄愚拙、秋日遣懷適賜相視。聊依本韻具以奉謝、

兼亦言志。

て、景物を詠じ四時の推移を賦し人事を叙したが、それらはいづれも「閑放」「免俗」を詩境とするものである。こうした雲林院における退隱の生活の中で生まれた詩篇を集めて『洞中小集五卷』とする、という。現存するものは、この序文のみで、一首の詩も見得ないが、常康親王には「隱逸詩」とも称すべき五巻にもよる数の詩作があったわけである。

惟喬親王 二首

文徳天皇第一皇子、母は紀名虎の女静子で、常康親王とは母を通して従兄弟となる。惟喬親王には五言詩の零句が残る。『和漢朗詠集』巻下、管弦に

四六八 相如昔挑文君得 莫使簾中子細聽<sup>注6</sup> 琴

の一聯がある。本文には作者名が記されていないが、日本古典文学大系の頭注によれば、釈信阿の『私注』には「聴<sup>二</sup>彈琴<sup>一</sup> 惟喬親王」と記している。また、『十訓抄』第五の「卓文君為司馬相如妻事」にも、「惟喬親王聴<sup>二</sup>彈琴<sup>一</sup>詩云」として、上引の一聯が引かれている。

惟喬親王の作として残るものは、わずかに右の一聯だけであるが、親王を能文の王卿と考定し得る史料が他にある。

『二中歴』巻十二・詩人歴には、帝王・親王・公卿・諸大夫・僧都・女に分けて、奈良朝から平安末期までの詩人の名を挙げているが、親王の項には、「大津親王<sup>八</sup>天武天皇第三皇子<sup>注7</sup>・阿保親王<sup>八</sup>桓武天皇第十二皇子<sup>〱</sup>貞真親王<sup>八</sup>貞観天皇親王<sup>〱</sup>・延喜親王<sup>八</sup>小倉親王<sup>前</sup>中書王兼明<sup>〱</sup>・天曆親王<sup>八</sup>六条宮後中書王具平<sup>〱</sup>」とともに、「惟喬親王<sup>八</sup>文徳

天皇第一皇子<sup>〱</sup>」の名が挙げられている。阿保・貞真の二親王は埋もれた詩人であるが、他の三親王はそれぞれの時代を代表する詩人である。惟喬親王が『二中歴』詩人歴の項に名を記されているのは、まさか前引の零句のみをもってではあるまい。やはりある程度の詩作が存在したことは想定しなくてはならないであろう。

前太政大臣―藤原良房 一首

良房は、直接的にはその好尚によって、また間接的には摂関制確立の役割を荷い、後宮文化の隆盛を招いたことによって、和歌が官廷文学として復興する推進力となった人物であるとされる。<sup>注8</sup>

他方、『二中歴』詩人歴、公卿の項にも「忠仁公<sup>八</sup>良房<sup>〱</sup>」の名が挙げられている。すると、『目録』に記された官歴の中で、天長四年、式部丞、同五年閏九月、大学頭の任官が注目されるのである。

だが、その右文の記事として管見に入ったものは、和歌の復権の一こまとして、しばしば言及される『文徳実録』仁寿元年三月十日の記事のみである。

右大臣藤原朝臣良房於東都第、延屈智行名僧、奉為先皇（仁明）講法華經。……、大臣恨曰、先皇所期之春、今日是也。春來依期。仙去不歸。花是人非。不可堪悲。道俗会者、莫不為之流涕。公卿大夫或賦詩述懷、或和歌歎逝。

要するに、良房を和歌史の上のみに捉えるのは一方に偏したものと云わねばならない。『二中歴』によれば散佚した詩作があったとしなければならず、良房もやはり能文の卿相であった。

# 古今集歌人における詩人的要素

後 藤 昭 雄

平安初頭期の漢文学隆盛期を経た後に復興した和歌の記念塔である『古今集』への漢文学の影響については、その素材・発想様式・表現技法等に亘って、中世の注釈家以来、数多くの先学の考究がある。また作者についても、小野篁・藤原関雄・菅原道真・大江千里等はいわゆる和漢兼作の歌人として和歌史の上にとり上げられ、彼等の果たした役割が評価されている。中で川口久雄氏は、古今集歌人の中の十数人の名をあげ、漢詩文の造詣をもった人々として、彼等の和歌復興推進の役割について言及されている。<sup>注1</sup>だが、私見によれば、和漢兼作の歌人は十数人とどまらず、さらに十数名の歌人をこれに付け加えることができる。

そこで驥尾に付して、古今集歌人における詩人的要素を、漢詩文作品の残存とその経歴に主眼を置いて、典拠をあげ、明らかにしておきたい。ただ、それぞれの歌人の史的作用を明らかにしたく考察を行なうので、川口氏が名をあげられた中でも、天智天皇・安倍仲磨・平城天皇<sup>注2</sup>は時代的に古いという点で、また篁・都良香・道真はその文人的性格は今さら論ずるまでもなく明瞭であり、さらに紀貫之については先学によって明らかにされているので、紙幅の都合も考慮して、省略する。<sup>注3</sup>

以下の考察において主な資料として用いるのは、『古今和歌集目録』

古今集歌人における詩人的要素

(以下『目録』と略称する)である。その史料的価値については史家の論<sup>注4</sup>があるので、それに従った。そして以下の歌人の論述の順序も『目録』の排列に従った。ただ論述の都合上、一部前後させた所がある。

※

雲林院親王―常康親王 一首

仁明天皇の第七皇子で、母は紀名虎の女種子である。親王が詩人でもあったことをうかがわせるものは、『菅家文章』巻七に収める「洞中小集序」である。これには「貞観九年依雲林院親王命所製」という道真の自注が付されている。本文を摘記する。<sup>注5</sup>

貧道投分香火、卜宅雲林。盃酒非吾道之資。笙歌非吾家之備。……故本義幽閑、寄言節候。又詠竹樹賦魚鳥、樂山水重離別之類、与世人異情、与閑放同趣者、撰以載之。……或就四時、或專一軸。兼載不少、繁多何嫌。凡今之所撰、每各免俗。故名曰洞中小集。約為五卷。非草庵之裏松澗之中、不欲吟詠一句伝写一篇。……

仁寿元年二月、親王は出家して雲林院に幽棲したが、その生活の中で友としたものは、酒でもなく琴でもなく、詩であった。「幽閑」を旨とし